

平 2 9 . 6 . 1 9
総 1 0 - 1

政府税制調査会 海外調査報告 (総論)

2017年6月19日

近年の納税実務等を巡る環境変化について

1. 現状認識

- 近年、経済活動におけるICTの利用が拡大し、それに伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- これを受け、税務行政においても、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現に資するため、時々の要請に応じて制度的な対応を行ってきた。例えば、電子申告の導入、税法により保存を求めている書類の電子保存化が進められてきたほか、国外の財産を報告する枠組みの整備等が行われてきた。

2. 問題意識

- こうした環境変化は今後も進展していくことが見込まれるため、中長期的な対応として、専門的・技術的見地から検討を行っていく必要がある。その検討に当たっては、納税者・税理士・税務当局をはじめとする実務当事者のニーズを的確に踏まえるとともに、諸外国の先進的な取組みについても参考とする必要があるのではないか。
- 税務手続のICT化は道半ばであり、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現の観点からも、政府の情報基盤やICTの活用によって、税務関係情報の流れや処理を合理化し、税務手続の簡素化及び税務行政の高度化・効率化を図ることが考えられるのではないか。
- 経済活動が多様化する中、適正公平な課税を実現していくためには、税務当局が、法定調書やそれ以外の方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応も必要となってくるのではないか。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に向けた 海外調査について ～平成29年1月27日 政府税制調査会資料(抜粋)～

1. 趣旨

経済活動のICT化や多様化を踏まえ、税務手続の利便性向上及び適正公平な課税の実現に向けた検討のため、諸外国における取組みを参考とする必要があることから、各国の納税実務に係る諸制度やその実際の運用について、委員数名を海外に派遣して調査を行うこととし、以って今後の議論に役立てることとする。

2. 日程

4月下旬～5月上旬頃にかけて、委員の海外派遣を実施。

3. 派遣対象国

米国、カナダ、英国、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国

4. 主な調査内容

- ・ 税務手続の電子化など、納税者の利便性向上に係る諸制度とその運用状況
- ・ 情報収集のあり方など、適正公平な課税の実現に係る諸制度とその運用状況 等

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （電子申告関係部分）

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。その際、府省間の連携が必要な取組についても積極的に対応する。また、行政手続部会は、行政手続部会取りまとめに沿って、各府省の取組についてフォローアップを行い、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- ① 営業の許可・認可に係る手続（各省庁に共通する手続）
- ② 社会保険に関する手続（個別分野の手続）
- ③ 国税（個別分野の手続）
- ④ 地方税（個別分野の手続）
- ⑤ 補助金の手続（各省庁に共通する手続）
- ⑥ 調査・統計に対する協力（各省庁に共通する手続）
- ⑦ 従業員の労務管理に関する手続（個別分野の手続）
- ⑧ 商業登記等（個別分野の手続）
- ⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（個別分野の手続）

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

（注）事業者に対するアンケート調査において、上記①～⑨を「負担」とした回答を合計すると、全体の約7割（69%）を占める

3. 削減目標

（4）削減目標

【取組の内容】

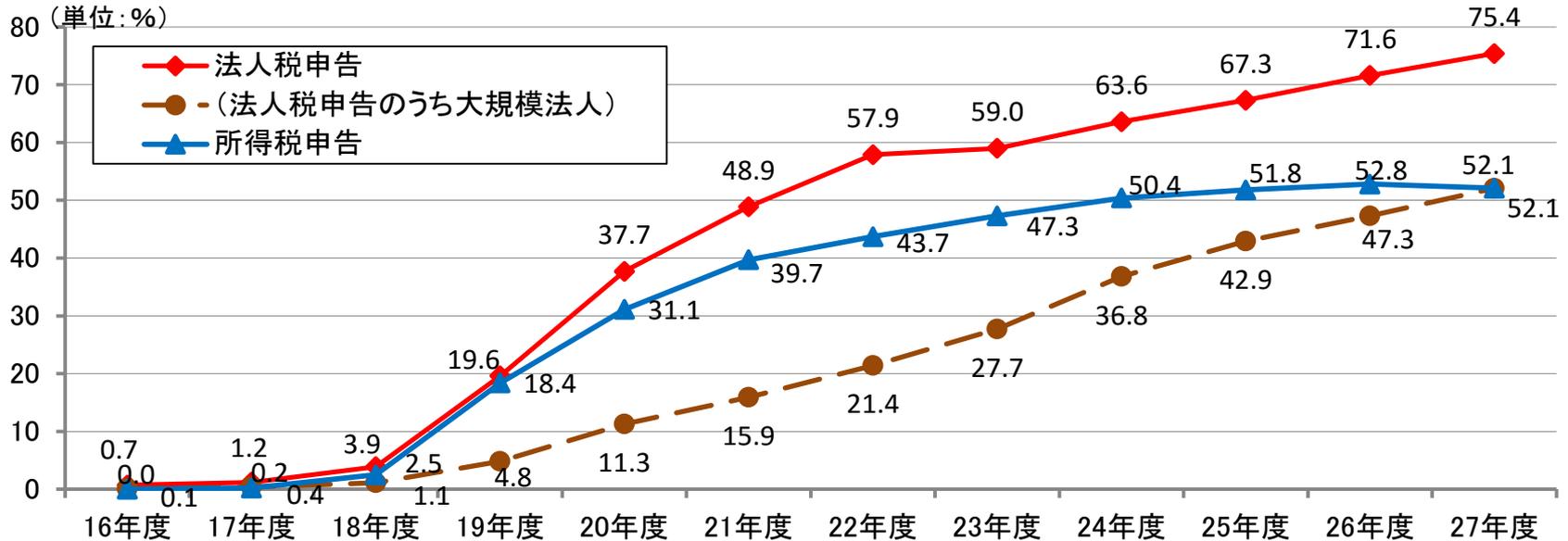
削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
 - ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
 - ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
 - ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。
3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - ① 電子納税の一層の推進
 - ② e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
 - ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

- e-Taxは、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書・申請・届出の提出といった各種手続をインターネットを通じて行うシステム。納税もダイレク納付(事前に税務署に届出をすることで、e-Taxによる申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み)やインターネットバンキング等を通じて行うことが可能。
- e-Taxは、納税者の利便性向上、行政事務の効率化に資するものであり、e-Taxの普及に向け利便性向上策を推進。



主な利便性向上策

- **電子申告における電子証明書省略**(税理士等の代理送信における本人の電子署名省略)(平成19年～)
- **電子申告における第三者作成書類の添付省略**(例: 源泉徴収票、医療費の領収書等)(平成20年～)
- **添付書類のイメージデータ(画像)による提出**
これまでe-Taxで申告等を行った場合でも、書面による提出が別途必要であった添付書類(契約書、出資関係図等)について、イメージデータによる提出を可能とした。(法人税関係: 28年4月～、所得税関係: 29年1月～)
- **e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能(プログラム)の提供**
市販の会計ソフトや自社ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能を提供し、変換後の電子データによる提出を可能とした。(平成28年4月～)

法人税の電子申告の状況について(未定稿)

国名	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	スウェーデン	エストニア	韓国	(参考) ドイツ
電子申告割合 (2013年)	40%	98%	96%	70%	75%	99%	98%	n.a.
電子申告対象手続	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	一部義務化	一部義務化	義務化せず	一部義務化	義務化せず	原則義務化
義務化した年	○2005年12月31日以降に終了する課税年度	○2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	○2000年12月31日以降に終了する課税年度	○2009年12月31日以降に終了する課税年度		○2011年1月1日以降の申告分		○2011年1月1日以降に開始する事業年度
対象義務者	○課税年度末時点の総資産1,000万ドル以上で、暦年で250枚以上の申告書を提出する普通法人等 ※申告書、支払調書等あらゆる様式を含む	○全法人	○公共財政総局大企業局が所管する法人 ※税抜売上高又は総資産4億ユーロ以上 ○前年税抜売上高が1,500万ユーロ超の法人	○年間総収入が100万カナダドル超の法人 ※保険会社、外国法人等、特殊な申告書を作成する必要がある法人を除く		○従業員が5人超の法人		○全法人
免除規定	○IRS長官が正当な困難事由があると認める場合 ※正当事由等を記載した免除申請書を提出する必要	○清算命令が出ている場合等	○なし	○なし		○なし		○電子申告が困難な場合 ※申請が必要
罰則・恩典の適用の可否	○無申告とみなされ、無申告加算税を賦課	○無申告とみなされ、無申告加算税を賦課(100~1,000ポンドと税額の10~20%の併科)	○電子申告以外の方法で提出された申告にかかる税額の0.2%の加算税を賦課(下限60ユーロ)	○1,000カナダドルの加算税を賦課		○無申告とみなされ、過料を科される(1,300ユーロ以下)		○なし

(出所)電子申告割合は、OECD “Tax Administration 2015” による。

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （年末調整関係部分）

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

(2) 具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

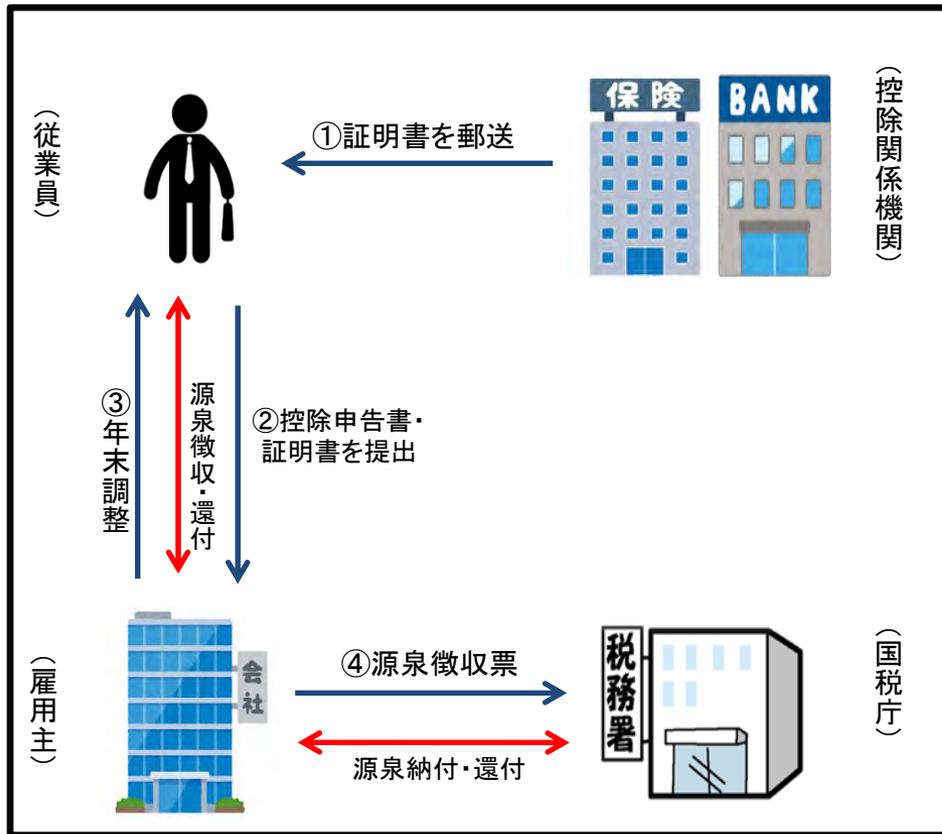
また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】



月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11		← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬)	
12		→ 控除申告書・証明書(~12月上旬頃)	
		← 年末調整(12月の給与・賞与)	
1		← 源泉徴収票(~1月末)	→
2			
3			→ 必要に応じ確定申告(~3月15日)
4			
5			← 個人住民税賦課決定通知(~5月末)

(注1) 人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。

(注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。

(注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がある国)

	日本	ドイツ	韓国	イギリス
給与源泉徴収	○ (1940年～)	○ (1920年～)	○ (1950年～)	○(※1) (1944年～)
年末調整	○ (1947年～)	○ (1948年～)	○ (1975年～)	○(※1) (1944年～)
対象となる 控除	生保控除等	生保控除、 寄附金控除等	生保・医療費・ 寄附金等全ての控除	寄附金控除
金融 所得	×	×	×	利子・配当: ○ CG: ×
記入済申告書	×	×	×(※2)	×
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子: 源泉分離課税 ・配当・CG: 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税や分離課 税も選択可)	分離課税 ・利子・配当・CG: 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税も選択 可)	分離課税 ・利子・配当: 源泉徴収により 申告不要(※3) ・CG: 非課税	段階的課税(※4) ・利子・配当: 年末調整により 申告不要(※5) ・CG: 申告
【備考2】 課税方式	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税(※6)
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	○	○	○	生保・医療費: × 寄附金: ○

(参考) 各国とも、一般的な取扱いを記載。なお、利子については預貯金の利子、株式等については上場株式等(日本の場合は特定口座を利用)を想定。

※1 年末に一括して行うのではなく、給与支払の度に調整を行う仕組みに移行中。なお、導入年は、現在のPAYE制度の導入年を記載。

※2 韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報(給与や報酬等)を電子申告サイトで閲覧・利用可能。

※3 利子・配当所得の合計が一定額を超過した場合、申告義務が生じる。超過額に対しては、源泉徴収税率と総合課税の税率のうち、税額の大きい方が適用される。

※4 給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

※5 利子・配当所得への課税は、支払者による源泉徴収はなく、それぞれ一定額以下の場合には雇用者が給与から天引きして徴収。それぞれ一定額を超過する場合は、納税者に申告義務が生じる。

※6 イギリスは個人所得税の電子申告化を進めており(法人税は義務化済み)、電子申告の場合は申告納税だが、引き続き紙申告を選択する場合、賦課課税となる。8

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がない国)

	スウェーデン	エストニア	フランス	カナダ	アメリカ
給与源泉徴収	○ (1947年～)	○ (1991年～)	×	○ (1942年～)	○ (1943年～)
年末調整	×	×	/	×	×
記入済申告書	○ (1995年～)	○ (2001年～)	○ (2006年～)	○(※1) (2015年～)	×
給与所得	○	○	○	○	/
金融所得	利子・配当:○ CG: × (※2)	利子:○ CG: × (※2)	利子・配当:○ CG: ×	利子・配当:○ CG: × (※2)	/
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税 ・利子・CG: 申告 ・配当: 非課税	総合課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税(利子) 段階的課税(配当・CG) (※3) ・利子・配当・CG: 申告
【備考2】 課税方式	賦課課税	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	×	生保・医療費: × 寄附金: ○	生保・医療費: × 寄附金: ○	生保: × 医療費・寄附金: ○	生保: × 医療費・寄附金: ○

(参考)各国とも、一般的な取扱いを記載。

※1 電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。

※2 一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。

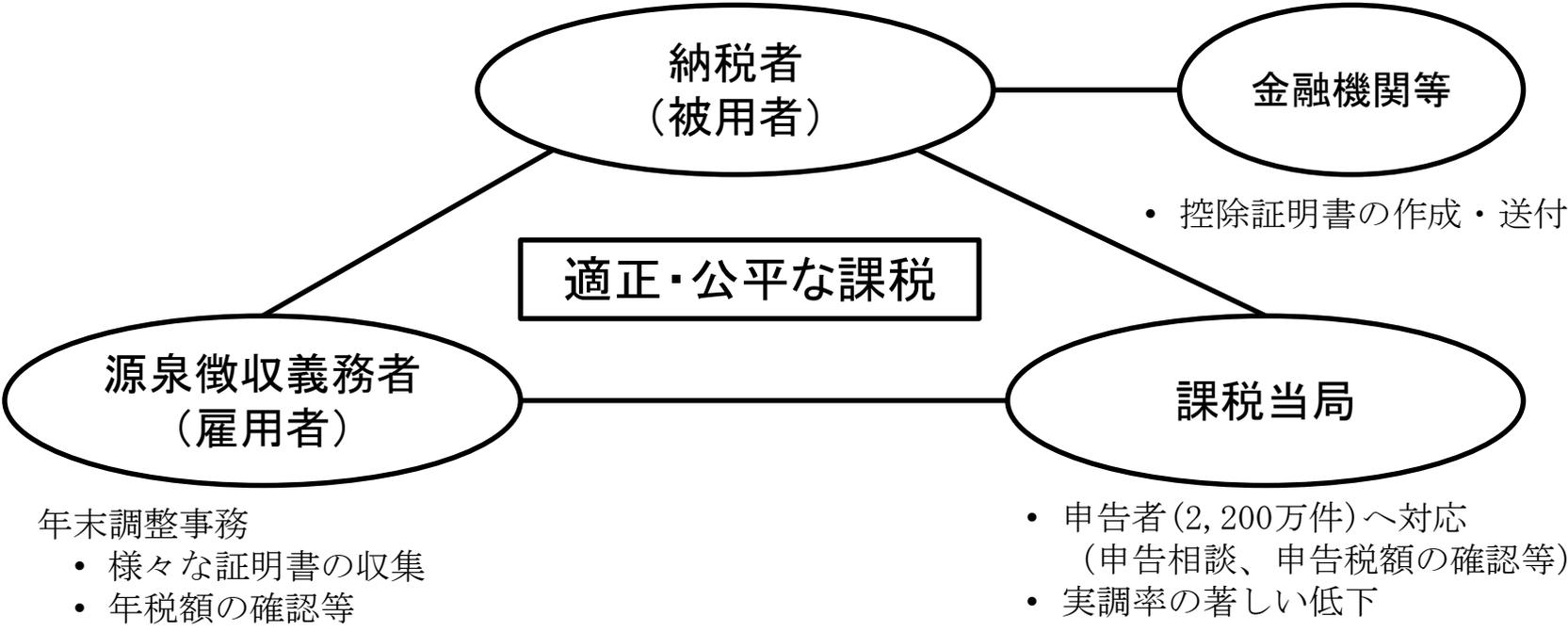
※3 アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱い等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、確定申告義務あり
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



年末調整制度について、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるものとする必要。